

意見書について

地方議会は、**地方自治法第九十九条**（「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」）に基づいて、国会等に意見書を提出しています。

意見書とは、地方公共団体の公益に関する事件に関し、当該議会の一機関としての意思を意見としてまとめたものです。**市民生活に重要なことがらであっても、それが国や県の仕事であって市の力だけでは、解決できないこともあります。**このようなときには、市議会から関係機関に対して意見書を提出して積極的な解決を求めています。

参照 1 : <http://www.city.yashio.lg.jp/1013.htm>

参照 2 : <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/sigikai/about/aramashi/yogo20130304.html>